

消費者事故等の調査体制(「消費者安全調査会」(仮称))の整備

平成23年9月
消費者庁

経緯

【背景】

- ・ 消費者庁の発足以前より、さまざまな事故(ガス瞬間湯沸器事故、エレベーター事故、こんにやく入りゼリー窒息事故等)が発生。
- ・ 消費者安全法(平成21年9月、消費者庁設立時に施行)で、消費者事故情報の一元化は整備されたものの、原因究明及び再発・拡大防止のための事故調査を行う仕組みは不十分。

【消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案に対する附帯決議(参議院)】(平成21年5月28日)

「…消費者事故等についての独立した調査機関の在り方について法制化を含めた検討を行う…」

【消費者基本計画】(平成22年3月30日閣議決定) 閣議決定

- ・ 消費者庁は、消費者事故の独立・公正・網羅的な調査機関の在り方について検討 等

【事故調査機関の在り方に関する検討会】

被害者遺族や消費者団体を含む有識者からなる検討会を平成22年8月に消費者庁に立ち上げ、関係省庁・機関の協力も得て議論(全14回開催)。23年5月とりまとめ。

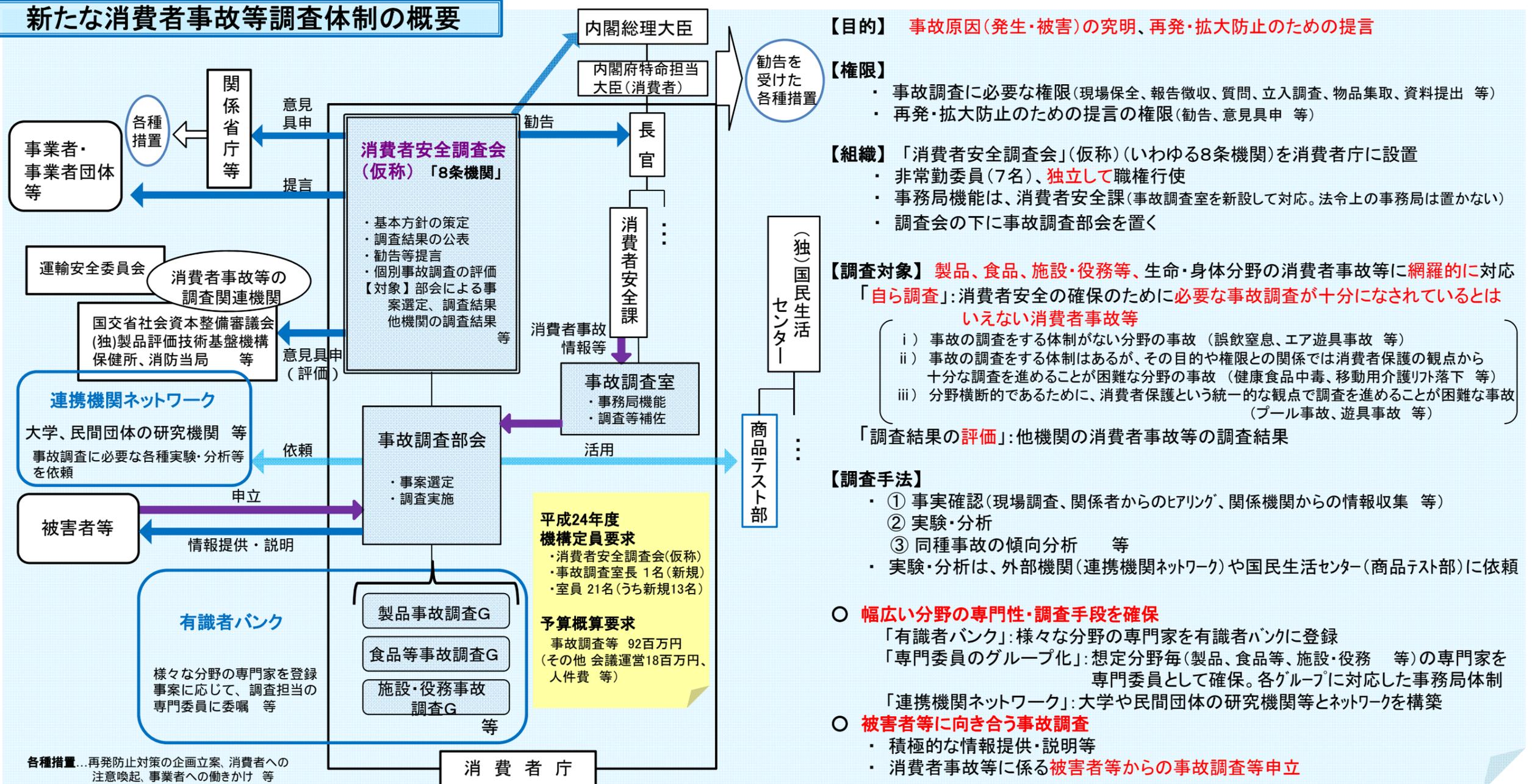
【消費者基本計画の見直し】(平成23年7月8日一部改訂) 閣議決定

- ・ 生命・身体被害分野の消費者事故等の調査を行う体制を整備
- ・ 消費者事故等の調査の公正・独立についての評価等の機能を果たすための体制を整備 等

具体化

- ・ 平成24年度概算要求で必要な機構・定員、予算要求
- ・ 「消費者安全法」等の改正(次期通常国会提出)で「消費者安全調査会」(仮称)を設置

新たな消費者事故等調査体制の概要



事故調査とは

【目的】 事故の原因(発生・被害)を究明し、再発・拡大防止のための知見を得ること

【手段】 ① 事実確認

- ・現場調査
- ・関係者からのヒアリング
- ・関係機関からの情報収集 等



② 実験・分析

- ・再現実験
- ・物性・成分分析 等



③ 傾向分析

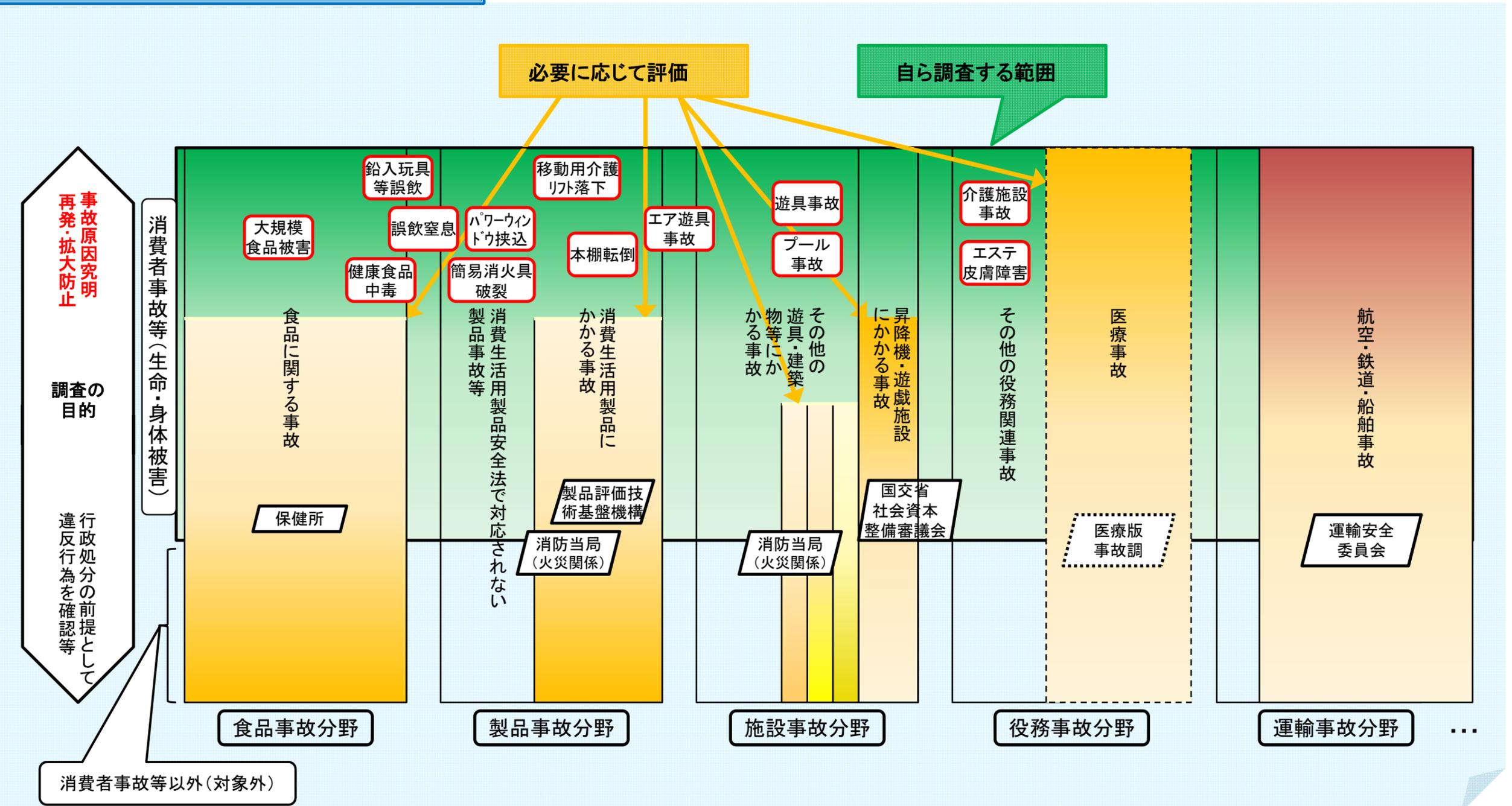
- ・同種事故 等



④ 取りまとめ

- ・事故原因
- ・再発・拡大防止に資する提言

消費者安全調査会(仮称)の調査対象



「消費者基本計画」(平成23年7月8日一部改訂 抜粋) 閣議決定 (事故調査機関関連)

13-2: 消費者庁は、「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、既存の関連機関の規制行政のための機能との両立なども踏まえた関係の在り方の検討、既存の関連機関の機能や有識者の知見を活かした連携やネットワークづくり、事故調査と刑事手続との関係の整理なども進めながら、消費者安全の確保のために必要な事故調査が十分になされているとはいえない生命・身体分野の消費者事故等の調査を行う体制を整備します。

体制整備について、平成23年度中に必要な準備を進め、平成24年度中の体制の具体化を目指します。

【担当省庁等: 消費者庁、警察庁、法務省、経済産業省、国土交通省、関係省庁等】

13-2-2: 「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、消費者事故等の調査の公正・独立についての評価、複数の事故調査機関相互の調整・連携、事故調査の申出への対応等の機能を果たすため、消費者委員会の役割を含めて必要な検討を行い、体制を整備します。

速やかに検討を行い、施策番号13-2の体制の整備に反映します。

【担当省庁等: 消費者庁】

13-3: 医療分野における事故の原因究明及び再発防止の仕組みの在り方について、必要な検討を行います。

平成23年度中に必要な検討を開始します。

【担当省庁等: 厚生労働省、関係省庁等】

15: 昇降機や遊戯施設に係る事故情報・不具合情報の分析、再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえ、必要な技術基準の見直しを行うとともに、調査結果を報告書として公表します。また、事故に係る調査体制の充実を図りつつ、調査機関の在り方について検討します。

前段について、継続的に実施します。後段について、引き続き検討します。

【担当省庁等: 消費者庁、国土交通省】

参考 「事故調査機関の在り方に関する検討会」

- 平成22年8月～平成23年5月にかけて、全14回開催
- 現行の関連制度・機関と新たな機関・機能との関係の整理、事故調査機関にとって必要な条件・機能等の論点整理など、具体的な制度設計を進めていくために必要となる検討を実施

取りまとめ概要

【事故調査の必要性】

- 個別の事故調査だけではなく、事故情報等の解析・傾向分析も必要
- 「すき間事故」に機動的に対応する制度の整備が必要

「すき間事故」

- i) 事故の調査をする体制がない分野の事故
- ii) 事故の調査をする体制はあるが、その目的や権限との関係では消費者保護の観点から十分な調査を進めることが困難な分野の事故
- iii) 分野横断的であるために、消費者保護という統一的な観点で調査を進めることが困難な事故

【事故調査に求められる属性】

- 「独立性」・「公正性」・「網羅性」・「専門性」が必要

【事故調査と刑事手続との関係】

- 双方が支障なく行われるための調整・環境整備が必要
(客観的証拠物の利用、事故関係者の口述や事故調査報告書の刑事手続への利用等)
- 被害者支援についても緊密な連携等工夫が必要

【再発防止のための事故調査】

- 情報の収集・分析の体制等の充実、ネットワークの構築とその活用等による高度な調査能力の確保、行政調査としての権限の整備等が必要

【被害者等に向き合う事故調査】

- 被害者等への積極的な情報提供・説明等が必要
- 被害者等による事故調査・再調査の申出を受け止め、必要な調査に繋げる仕組みが必要
- 事故の記憶の保存に努めることが必要

【事故調査機関の在り方】

- 専門分野ごとの事故調査の機能、「すき間事故」の事故調査の機能、これらの評価・チェックを行う機能が必要
- 「消費者事故等調査機関」(仮称)と「消費者事故等調査評価会議」(仮称)の整備を目指す
- 事故調査の基本的な考え方の確立と事故調査と刑事手続の整理・調整等の環境整備が必要

委員

(五十音順、敬称略)

阿南 久	全国消費者団体連絡会 事務局長
池田 良彦	東海大学法学部法律学科 教授
市川 正子	エレベーター事故被害者ご遺族
宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科 教授 (座長)
片山登志子	弁護士
河村真紀子	主婦連合会 事務局次長
笹倉 宏紀	慶應義塾大学大学院法務研究科 准教授
佐藤 健宗	弁護士
曾和 俊文	関西学院大学司法研究科 教授
辻本 好子	NPO法人ささえあい医療人権センターCOML 理事長
鶴岡 憲一	ジャーナリスト 元読売新聞東京本社編集委員
富田 信穂	常磐大学大学院被害者学研究科 教授
中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科 教授
芳賀 繁	立教大学現代心理学部心理学科 教授
福永 龍繁	東京都監察医務院 院長
細田 聡	関東学院大学文学部現代社会学科 教授
松岡 猛	宇都宮大学工学部機械システム工学科 客員教授
美谷島邦子	「8.12連絡会」事務局長 精神保健福祉士
向殿 政男	明治大学理工学部 教授
門田 守人	大阪大学 理事・副学長

【行政委員(オブザーバー)】

警察庁 消防庁 法務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省
独立行政法人製品評価技術基盤機構 独立行政法人国民生活センター